

医薬品のネット販売

三木谷 浩史

医薬品のネット販売に関する考え方①

【基本的な考え方】

- ▶ 合理的な理由なく一部のOTCのネット販売を禁止または一定期間禁止するとすれば、全面解禁の総理のご発言や日本再興戦略の趣旨にも反するのできわめて問題。
- ▶ インターネット販売とリアル販売の間で、合理的な理由なく差別されることに異議を呈している。イコールフットイングが重要。
- ▶ 規制改革が成長戦略の要諦。既得権益者による規制や、言われたい偏見や誤解に基づいた制約(対面原則・書面交付原則)を取り除くことが重要。医薬品ネット販売はその象徴的な事案。
- ▶ 日本再興戦略でも、医療・介護・福祉のICT化の徹底に言及。処方箋薬まで展望した薬のネット化は、今後増大が予想される医療費(今後10年で60兆円規模に)の削減に寄与。ITの活用は医療福祉分野の改革に必要不可欠(参考資料1)であり、その第一歩。

医薬品のネット販売に関する考え方②

【安全性】

- ▶ 医薬品販売の安全性確保は重要。
- ▶ ネットが危険であり対面でないと安全が確保できないとする立法事実はない。ネットにのみ販売禁止期間を設けるとすれば、合理性はない。
- ▶ ネット・対面にかかわらずすべての販売方法に必要な安全確保のルールを議論すべきであり、ネット・対面以外の電話販売、配置販売等の販売方法間とのイコールフットイングも必要。
- ▶ スイッチ直後品目はまだ販売ルールが議論されていない。公開の場でルールを議論すべき。
- ▶ ネットを規制することとの並びでリアルでも代理購入を禁止することで安全性を確保するとの話があるが、店頭で使用者であるかどうかの確認ができるのか実効性に乏しく、イコールフットイングでない。
(専門家会合でも議論されていない)

【ネットの優位性】

- ▶ ネットは、分かりやすく情報提供でき、また、トレーサビリティもあるので安全性の確保に寄与できる強力な販売方法。(参考資料2)

2

参考資料1

医療福祉分野で必要な改革

- ▶ ITを活用した医療・福祉サービスの低コスト化と高品質化
 - ▶ 医療関係情報のクラウドでの共有
 - ▶ 電子カルテの推進
 - ▶ 処方箋の電子化の推進
 - ▶ ネットを活用した後発薬のシェア拡大 (注)

(注1)後発品シェア 日本40%、米国90% ⇒諸外国と比べて後発品普及が進まず

(注2)薬価の事例(セチリジン塩酸塩) 先発 88.70 後発 14.10~69.00 ⇒先発と後発で著しい差

- ▶ 民間の創意工夫等による効率的なサービスと新たなマーケットの創造
 - ▶ 必要な規制改革(いわゆる混合診療の拡大、民間による介護福祉サービスの促進、一般用・処方箋医薬品のネット販売、遠隔診療の拡大等)
 - ▶ 海外マネーを引きよせるコンテンツ作り(医療ツーリズム等)

3

インターネットの「強み」

- 画面上に表示することにより、確実に情報提供の機会を確保できる
- 画面構成や確認ボタンの設置等、わかりやすさを工夫できる
- 文字の拡大や音声読み上げなど、視覚障害者の方などを含め多数の利用者側がより受け取りやすく工夫できる
- トレーサビリティがある
- 時間的制約や地理的制約が少ない
(好きなときに、好きな場所で、じっくり情報の確認ができる)
- プライバシーを尊重したコミュニケーションができる
(他人に知られたら恥ずかしい内容でも確認しやすい)
- 画面上の表示に加えて、メールや電話等でのコミュニケーションも可能

4

【参考】「強み」であるトレーサビリティを生かした取組み (医薬品以外の実例。医薬品でも同様の対応が可能)

2013年2月18日 消費者庁の発表
次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」(首からぶら下げる空間除菌剤)によって、化学熱傷(やけど)を起こす事故が発生しているとして、直ちに使用を中止するよう注意喚起



News Release

平成 25 年 2 月 18 日

次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」
をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。

下記(写真)の首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤によって化学熱傷を起こす事故が発生しております。該当製品をお持ちの方は、直ちに使用を止めてください。

1. 製品について

- (1) 製品名
空間除菌剤「ウイルスプロテクター」



対象商品が明確かつ直ちに使用を中止しないと重大な健康被害が生じる恐れが高い



購入者に直接注意喚起することが被害防止に繋がる



取引履歴等を活用してネット事業者が購入者に必要な情報を連絡。医薬品でも同様の対応が可能

5

- 「赤旗法」は、蒸気自動車が登場した英国において、当時、主たる交通手段であった馬車へのマイナスインパクトを危惧する馬車事業者が、蒸気自動車に対する規制をした法律である。
- 蒸気自動車に速度規制(郊外は時速6km、市街地は3km)をかけるとともに、蒸気自動車の前に赤旗を持った人間を配置し、前方への警告を促すことを義務付けた。
- この法律が廃止されるまでに、30余年が必要であり、英国の自動車産業がドイツ・フランスの後塵を拝することになった一因と言われている。高速移動手段の便益を消費者が享受できないばかりか、新産業育成の阻害要因にもなってしまったわけである。
- 規制当局には、消費者から高い便益を享受する権利をはく奪し、産業育成を阻止する権利はない。
- 規制が正当化されるのは、積極的理由であれ消極的理由であれ、規制するに相当の理由があるときのみである。